

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和4年度計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

令和4年4月作成

稲 城 市

1 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅耐震化に係わる取組を位置付け、その進捗状況を把握及び評価するとともに、プログラムの改善を図り、住宅の耐震化を強力に促進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、稲城市耐震改修促進計画の「4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及」に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、稲城市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建築工事に着手した全ての住宅とする。

5 実施期間

アクションプログラムの実施期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までとする。ただし、社会経済状況の変化、関連計画の改訂、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しを行う。

なお、各取組の実施スケジュールについては、次のとおりとする。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
(1)戸別訪問	木造住宅	※		
	非木造住宅			
(2)耐震診断実施者に対する耐震化促進				
(3)改修事業				
(4)耐震化の必要性に関する普及・啓発				

※ 令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、「令和 3 年度住宅防火診断」に伴う戸別訪問に内容を変更して実施したため、戸別訪問の実施時期を見直した。

6 実績の公表及び自己評価

毎年度の補助件数の目標及び実績を市ホームページにおいて公表し、アクションプログラムの取組内容について、自己評価を実施する。

7 令和4年度の取組内容及び目標

(1) 木造住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進（戸別訪問）

令和元年～令和2年に実施したアンケート調査及び戸別訪問により、耐震化未実施と判定された、木造・非木造住宅1,393件を対象とし、戸別訪問等により、リーフレット等を用い耐震化の必要性及び補助制度の概要を説明する。

(2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

ア 市補助事業を利用して耐震診断を行った木造住宅の所有者に対し、耐震診断終了時に耐震改修工事を行う意思の確認、補助制度の説明等を行う。

イ 耐震診断終了時に耐震改修工事を行う意思の確認、補助制度の説明等を行う。

(3) 改修事業者の技術力向上に関する取組及び改修事業者リスト

ア 東京都と木造住宅耐震改修事業者講習会を共催する。

イ 耐震改修事業者リストを作成し、市ホームページ上で公開するとともに、耐震診断実施者へ配布する。

(4) 耐震化の必要性に関する普及啓発

ア 市内の住民を対象に、防災訓練等の機会を捉え、耐震化の必要性について普及啓発を実施する。

イ 耐震改修に関するパンフレットを配布する。

ウ 市報及びホームページで耐震改修の必要性を周知する。

(5) 耐震診断・改修の目標件数について

各年度の耐震診断及び改修の目標件数は下記のとおりとする。

ア 木造住宅に対する耐震診断費補助戸数：7戸

イ 木造住宅に対する耐震改修費補助戸数：3戸